

発行所 兵庫県漁業協同組合連合会(財) 兵庫県水産振興基金 神戸市兵庫区山之島 2-2-1 TEL 681-6954~7 発行人 兵庫県漁業協同組合連合会

十月一日施行

遊漁船業の適正化に関する法律

十一月末までに届出義務、無届営業は三十万円以下の罰金

遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的として、遊漁船業の適正化に関する法律が昨年十二月二十三日に公布、本年十月一日に施行された。

本法は、「遊漁船業者の届出の義務化」、「全国遊漁船業協会による基準適合業者の登録」と「遊漁船業団体の指定」と三本柱として、

遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的として、遊漁船業の適正化に関する法律が昨年十二月二十三日に公布、本年十月一日に施行された。

本法は、「遊漁船業者の届出の義務化」、「全国遊漁船業協会による基準適合業者の登録」と「遊漁船業団体の指定」と三本柱として、

の名称および住所。また、届出によって、次の事項が遊漁船業者の義務となる。①出航前の気象、海象情報の収集、②利用客の安全の確保が困難である場合の出航中止、③利用客名簿の船中と営業終了後(利用の終了の日から一週間保存)、④事故の場合の連絡責任者の選任および都道府県知事への報告、⑤利用客が遵守すべき事項の船内掲示(出航中止・運行中止の船長判断に従う、船長の指示による救命胴衣などの着用、船内での移動や喫煙は船長の指示に従う)など、⑥磯渡しなどにおける遵守事項(磯における利用客の安全確保のための気象・海象および磯場地形の把握、採捕終了時における利用客の乗船の確認)。

なお、本県では漁協組合員については、組合員がまとめて県へ届け出ることになっている。一方、「登録」については、①登録は希望者の申し出を受けて行われる、②届出だけでも営業はできることになっており、登録資格をもつのは適正営業規程に従って営業を行う業者で、登録証が交付されることができ、登録の有効期限は三年、登録に際しては一定の手数料の納入が必要。

登録業者が従うべき適正営業規程の内容としては次の事項。①役務の内容、②漁場の適正な利用、③損害賠償の実施の確保、④利用客の安全確保などとなっており、今後、農林水産大臣の認可を受けて実施される。また、登録手数料や有効期間など登録の具体的な中身については、別途「適正遊漁船業者登録規程」が定められる。

なお、登録先は社団法人全国遊漁船業協会、登録窓口等具体的な方法については、現在検討中であり、詳細がわかり次第県漁連から会員あて通知する予定。

「遊漁船業団体の指定」とは、知事は次の業務を適正かつ確実に行うことができることを認め、本法はあくまでも遊漁船業を事業として行うものを対象とし、事業として行わないマイボート等は対象外としている点。また、九月二十八日付農林水産事務次官通達の中で「届出事項の中には主たる漁場の位置、主たる係留場所が含まれているが、これらについては、届け出ることによって何ら当該漁場に対する権利を設定したり、当該係留場所を正当化するものではないのは当然である」とされている点等を足がかりに処理していかざるを得ないであろう。

第九回全国豊かな海づくり大会

広島県グリーンピア安浦

「第九回全国豊かな海づくり大会」が、去る九月十一日、天皇・皇后両陛下をお迎えして、広島県安浦町のグリーンピア安浦にて、「すばらしい未来になく海づくり」をテーマに開催された。

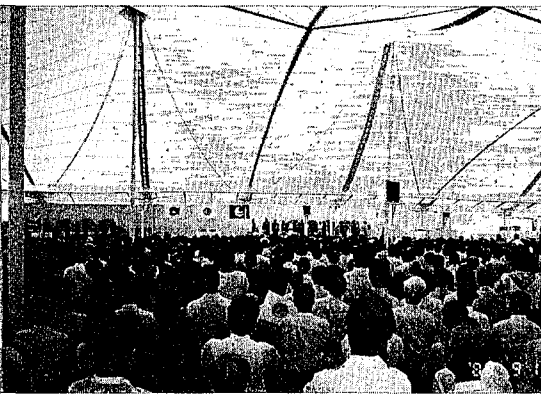
この大会には、全国各地の漁業関係者代表、地元関係者代表約六千人が参加した。

式典は午後零時開演し、田村元大会会長(衆議院議長)、鈴木善幸大会推進委特別顧問(元首相)らの挨拶の後、地元安浦町長の歓迎の言葉に続き、天皇陛下が「我國の海の恵みと美しさを人々が長く享受できるように、関係者が一層努力されることを切に望んでやみません。」とお言葉を述べられた。

その後、鹿野道彦農林水産大臣らが祝辞を述べ、表彰行事が行われた。

表彰では、大会会長賞が栽培漁業部門、漁場保全部門の功績団体に贈られたのをはじめ、写真・作文入賞者にも贈呈された。

次いで、最優秀作文の朗読、青年漁業士の誓いの言葉の後、池尻新一大会推進会長(全漁連会長)が「つくり育てる漁業の推進と海の環境保全に努め、未来につながる豊かな海づくりの実現に取り組み、」との大会決議を朗読し、満場の拍手とともに採択され、式典は盛會裡のものに終了した。



第九回全国豊かな海づくり大会の開幕式。広島県安浦町で開かれた。田村元大会会長(衆議院議長)らが祝辞を述べ、表彰行事が行われた。

平成元年度新規漁業就業者研修会開催

兵庫県漁連では、去る九月十六日(土)県立水産会館において、平成元年度新規漁業就業者研修会を開催した。この研修会は、漁業者研修の一環として本年度より実施したもので、今回が第一回目であるということなど理由から、昭和六十二、六十三年度の新規漁業就業者の対約三のうちの、参加者は約三十名とやや低調な味であった。しかしながら、参加者たちは、興味深く講義に耳を傾け、長時間に亘り、熱心な研修が続いた。研修内容は、次のとおり。

講義1 「漁業調整規則等について」 兵庫県漁連 嘱託 小黒 武氏

講義2 「漁業協同組合のしくみ」 兵庫県漁連企画管理室 室長 斎藤誠二氏

講義3 「兵庫県の水産業と行政」 農林水産部水産課 副課長 森 茂氏

また、当日「新規漁業就業者を励ます会」が行われ、河村県漁青連会長(代読)より、



新規漁業就業者に対する研修会の様子。講師の講話に熱心に聴いている参加者。

豊かで充実した老後を
漁業者年金
ひとりでは力大のために、力人はひとりのために

「第九回全国豊かな海づくり大会」が、去る九月十一日、天皇・皇后両陛下をお迎えして、広島県安浦町のグリーンピア安浦にて、「すばらしい未来になく海づくり」をテーマに開催された。

この大会には、全国各地の漁業関係者代表、地元関係者代表約六千人が参加した。

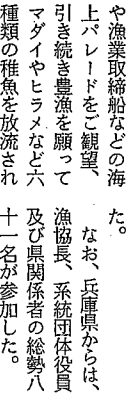
式典は午後零時開演し、田村元大会会長(衆議院議長)、鈴木善幸大会推進委特別顧問(元首相)らの挨拶の後、地元安浦町長の歓迎の言葉に続き、天皇陛下が「我國の海の恵みと美しさを人々が長く享受できるように、関係者が一層努力されることを切に望んでやみません。」とお言葉を述べられた。

その後、鹿野道彦農林水産大臣らが祝辞を述べ、表彰行事が行われた。

表彰では、大会会長賞が栽培漁業部門、漁場保全部門の功績団体に贈られたのをはじめ、写真・作文入賞者にも贈呈された。

次いで、最優秀作文の朗読、青年漁業士の誓いの言葉の後、池尻新一大会推進会長(全漁連会長)が「つくり育てる漁業の推進と海の環境保全に努め、未来につながる豊かな海づくりの実現に取り組み、」との大会決議を朗読し、満場の拍手とともに採択され、式典は盛會裡のものに終了した。

式典終了後、両陛下はフロートデッキから十五隻の伝馬船の競争や漁業取締船などの海上パレードを御覧、引き続き豊漁を願ってマダイやヒラメなど六種類の稚魚を放流され、



漁業取締船などの海上パレードを御覧、引き続き豊漁を願ってマダイやヒラメなど六種類の稚魚を放流された。

なお、兵庫県からは、漁協長、系統団体役員及び関係者の総勢八十一名が参加した。

められるものを、遊漁船業を事業として行うものを対象とし、事業として行わないマイボート等は対象外としている点。また、九月二十八日付農林水産事務次官通達の中で「届出事項の中には主たる漁場の位置、主たる係留場所が含まれているが、これらについては、届け出ることによって何ら当該漁場に対する権利を設定したり、当該係留場所を正当化するものではないのは当然である」とされている点等を足がかりに処理していかざるを得ないであろう。

漁協 井上友幸さんがこれを受けた。

なお、県漁連では今後本研修会をより充実したものにしたい所存ですので協力お願いします。

